

事務連絡
令和5年3月31日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

出入国在留管理庁から提供された情報を活用した国民健康保険が
適用されない在留資格に変更された被保険者の資格喪失処理の実施について

国民健康保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国民健康保険の被保険者のうち、国民健康保険法施行規則第1条第2号から第4号までに規定する国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者（以下「国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者」という。）の資格喪失処理については、「出入国在留管理庁から提供された情報を活用した国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者の資格喪失処理について」（令和4年12月28日付け保国発1228第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）から国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）への委託等の対応をいただいているところですが、今般、出入国在留管理庁及び公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）と調整の上、下記のとおり取りまとめましたので、その内容について御了知の上、貴管内市町村に周知するとともに、その円滑な運用につき御配慮願います。

記

1. 情報提供の時期について

国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者の情報については、出入国在留管理庁から国保中央会及び各都道府県の国保連合会を經由して、当該都道府県内の市町村に提供することとしているが、国保連合会から各市町村への情報提供は、毎月12日頃に前々月分の情報を提供すること。

なお、初回は令和4年4月から令和5年3月分までの国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者に係る身分事項等の情報を5月12日頃に提供する。

2. 情報の活用方法について

市町村においては、国保連合会から提供を受けた情報をダウンロードいただき、被保険者資格の適正な管理を推進する観点から、記3を参考に、国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者の資格喪失処理に取り組んでいただきたいこと。

なお、当該情報のダウンロードの方法等は別紙のとおりであるため、適宜参照されたいこと。

3. 当該情報を活用した資格喪失処理例について

当該情報を活用し、資格喪失処理として想定される取扱い例は以下のとおり。

- ① 当該情報を参考に、国民健康保険の資格情報を確認し、資格喪失処理が行われているか否かを確認すること。
- ② 資格喪失処理が行われていない被保険者に対しては、速やかに資格喪失届の提出勧奨を行い、届出の提出があった場合には、速やかに在留資格の変更時点に遡り資格喪失処理を行うこと。
- ③ 資格喪失処理を行い、中間サーバー等に国民健康保険の被保険者資格を喪失した旨の情報を速やかに登録すること。
- ④ 返還請求すべき給付費がある場合には、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第65条の規定等に基づき行うこと。
- ⑤ 保険料(税)の精算がある場合には行うこと。

なお、保険者の判断で、資格喪失届の提出勧奨を行ってもなお届出の提出がない場合等には、職権による資格喪失処理を行うことも可能であること。